

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇職員<sup>の</sup>給与に関する条例等<sup>の一部</sup>を改正する条例（平成22年香川県条例第34号）

- 1 人事委員会の平成22年10月13日付け「職員<sup>の</sup>給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成23年4月1日から施行することとした。

### ◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例<sup>の一部</sup>を改正する条例（平成22年香川県条例第35号）

- 1 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成23年4月1日から施行することとした。

### ◇公立学校職員<sup>の</sup>給与に関する条例等<sup>の一部</sup>を改正する条例（平成22年香川県条例第36号）

- 1 人事委員会の平成22年10月13日付け「職員<sup>の</sup>給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成23年4月1日から施行することとした。

### ◇教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例<sup>の一部</sup>を改正する条例（平成22年香川県条例第37号）

- 1 知事等の期末手当の支給割合との均衡を考慮し、教育長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成23年4月1日から施行することとした。

### ◇知事等の給与等の特例に関する条例<sup>の一部</sup>を改正する条例（平成22年香川県条例第38号）

- 1 新たな財政再建方策に基づき、平成20年度から平成22年度までの間において、職員<sup>の</sup>給与の減額措置を講じているところであるが、人事委員会の平成22年10月13日付け「職員<sup>の</sup>給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合等の引下げを行うことから、平成22年度において当該引下げにより減額される給与の相当額について減額措置を緩和するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。